

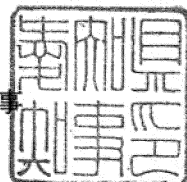


7 環 活 第 160 号

令 和 7 年 5 月 28 日

愛 知 県 知 事 殿

愛 知 県 知 事



名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）計画段階環境配慮書
についての知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第1項
の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）計画段階環境配慮書について の知事意見

事業予定者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- （１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- （２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質、騒音、振動

事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物、植物、生態系

事業実施想定区域には鳥獣保護区等、まとまった自然環境が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には主要な眺望点及び景観資源等並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。

このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、わかりやすい図書となるよう努めること。